

《使用許可/不許可の事例》

区分	使用内容	貸出 ○×	許可/不許可の理由	備考
営利 関係	会社、商店等が専ら営利を 目的とした使用	×	法第20条の目的に非該当 専ら営利のみを追求する目的の 活動	法とは社会教育法を指す。以下同じ。
	社員の厚生事業	○	法第20条の目的（健康の増 進）に該当	
	入社（採用）試験	○	法第20条の目的（社会福祉の 増進）に該当	
	会社説明会（単独、関市以 外）	×	法第20条の目的に非該当	
	会社説明会（合同、関市）	○	法第20条の目的（生活文化の 振興）に該当	地域に根ざした文化等を学ぶ機会
	会社、商店等が行う地域振 興事業	○	法第20条の目的（生活文化の 振興）に該当	専ら営利を目的とした使用でないか要確認
	会社、商店等が行う社会教 育及び社会福祉事業	○	法第20条の目的に該当	専ら営利を目的とした使用でないか要確認
	塾経営者等が教室、日常の 練習として使用	×	独占的・排他的な使用であるた め	
	塾経営者等が発表会、展示 会として使用	○	法第20条の目的（生活文化の 振興）に該当	入場料は無料とし、広く一般に観覧を許可す ること
	塾経営者等が技能検定試験 及び昇段試験の会場に使用	×	法第20条の目的に非該当	
	寄付、社会貢献を目的に実 施する即売会、バザー等	○	法第20条の目的（生活文化の 振興）に該当	
	学習会の形態を取りなが ら、会員資格等を売る場合	×	他者へ不利益（人権侵害）とな る行為	
	マルチまがい商法と呼ばれ るもので会場を使用	×	他者へ不利益（人権侵害）とな る行為	

政治 関係	政治団体が使用する研修、 会議	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当	他者への不利益（人権侵害）となる行為や選 挙期間外の選挙活動に当たらないか要確認
	政治団体、政治家が党員の 獲得のみを目的として実施 する勧誘活動	×	法第20条の目的に非該当	
	政治団体、政治家が行う政 治資金パーティー	×	法第20条の目的に非該当	※ 営利活動に該当 ※ 公民館でなければ○
	政治家が行う政治活動報告 会	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当	他者への不利益（人権侵害）となる行為や選 挙期間外の選挙活動に当たらないか要確認
	政党、政治家及び与党が実 施している施策・事業に対 する批判	×	他者へ不利益（人権侵害）とな る行為	
	客観的事実に基づかない政 治思想や考えなどを広める 目的での使用	×	他者へ不利益（人権侵害）とな る行為	
	選挙期間外に行う選挙活動 （投票の呼び掛け、候補者 の氏名や政策の宣伝）	×	公職選挙法に抵触するため	公民館の目的に合致する内容で使用する際も 使用不可とする
	政治に関する学習会	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当	他者への不利益（人権侵害）となる行為や選 挙期間外の選挙活動に当たらないか要確認
	選挙の告示をしてからの期 間中の個人演説会	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当 ※選管と要調整	他者への不利益（人権侵害）となる行為や選 挙期間外の選挙活動に当たらないか要確認
宗教 関係	特定宗教が信者を対象に実 施する会議、研修会	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当	
	宗教団体が一般住民を対象 として実施する布教活動	×	特定の宗教、教派、宗派、教団 等の勧誘活動	
	宗教に関連する学習会	○	法第20条の目的（教養の向 上）に該当	